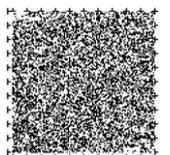


第2章 第3次江戸川区障害者計画の基本的な考え方



1 基本理念

障害のある人が、自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう、必要な支援を行うとともに、障害の有無にかかわらず相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会を実現することが求められています。

区では、令和12年(2030年)まで目標や具体的施策をまとめた中期計画である「2030年の江戸川区(SDGsビジョン)」とともに、障害の有無によって分け隔てられることなく、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現を目指し、「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」を定めました。障害のある人が安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組は、次に掲げる事項を最大限尊重して推進していきます。

「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」基本理念抜粋

- ・ 障害のある人が、障害を理由とする差別によって、その権利利益が侵害されないこと。
- ・ 障害のある人が、地域社会を構成する一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。
- ・ 障害のある人が、可能な限り、自らの希望する場所で、安心して自分らしく暮らすことができること。
- ・ 障害のある人も障害のない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしくいられること。
- ・ 障害のある人及び日常生活又は社会生活を支える家族等が孤立しないよう、適切な配慮がなされること。

こうしたことを踏まえ、障害者施策推進の基本理念を次のように定めます。

「自立」

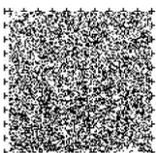
障害のある人とその家族が地域の中で自立して生活ができ、安心して毎日が暮らせる地域社会づくりをめざします。

「共生」

障害のある人、地域住民、ボランティア、関係機関・団体が信頼しあい、また、互いに助けあい、障害の有無にかかわらず共に生きるあたたかみのある地域社会づくりをめざします。

「社会参加」

障害のある人が、さまざまなことに出会い、ふれあい、区民の一人として創造的に活動し、生きがいを持って地域社会に貢献できる環境づくりをめざします。



2 基本目標

基本目標1 とともに生きる仕組みづくり

区では、「ともに生きるまちを目指す条例」を制定し、一人ひとりを尊重し、誰もが安心して暮らせるまちを目指します。障害のある人が、個人としての尊厳が尊重され、地域社会の一員として、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が保たれ、障害のある人もない人も、相互に理解し、多様性を認め合い、自分らしく暮らせる仕組みづくりに取り組みます。

基本目標2 やさしいまちづくり

すべての人が移動しやすいまち、使いやすい施設づくりを目指します。また、災害時に備え、避難行動要支援者の範囲を見直すとともに、発災時における避難行動要支援者への支援（支援者・避難場所・必要物資・器材）のさらなる検討を行い、具体的な体制整備、物資の確保を行い、発災時に備えます。

基本目標3 生活を支える基盤づくり

障害のある人が、地域で安心して生活をしていくために、福祉・保健・医療等の機関が連携して支援を行うとともに、重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための体制（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場、専門人材の確保・育成、地域の体制づくり）を整備し、地域全体で生活を支える体制を目指します。

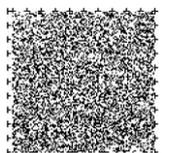
基本目標4 子どもの健やかな成長を支援

子どもの発育や発達への気がりや心配を抱える保護者が、気軽に身近なところで相談できる環境を整備し、安心して地域で子育てができる支援体制（相談機能、高い専門性と適切な発達支援機能、家庭支援機能）の充実を目指します。早期対応の重要性から未就学児に関わる地域の関係機関に対し、支援内容等の助言・援助機能を強化していきます。

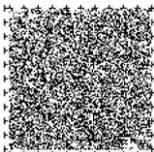
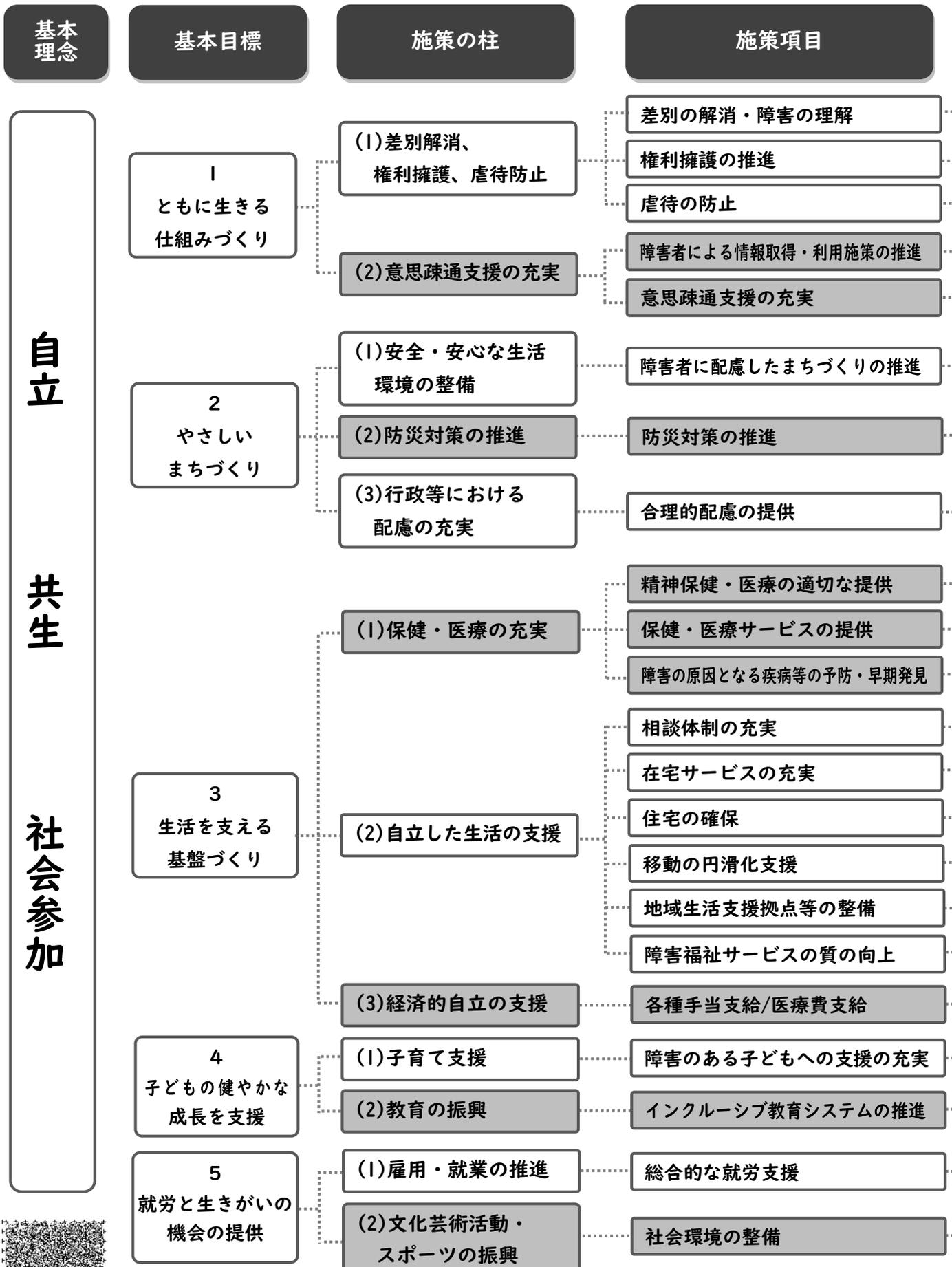
また、子育て支援・保育分野、教育分野の各関係機関と障害福祉サービス機関が連携し、障害の有無に関わらず全ての子どもが共に育つ環境の整備を進めていきます。

基本目標5 就労と生きがいの機会の提供

障害のある人一人ひとりの適性や希望に合った就労支援を提供するとともに、国の就労支援施策改正に沿った新たな支援の整備を進めていきます。また、障害のある人が、区内で気軽に利用できる文化活動、スポーツ活動の実施環境整備及び充実を進めていきます。



3 施策の体系



事業名

①ボランティア活動への支援 ②障害者理解への取組み ③地域自立支援協議会の開催 ④なごみの家の運営

①安心生活サポート事業(日常生活自立支援事業) ②成年後見制度の利用促進 ③成年後見なんでも相談

①障害者虐待防止事業 ②福祉サービスに関する苦情相談

①声のたより・広報、点字広報 ②区ホームページ等への配慮 ③アプリによる支援 ④封書への音声コードの導入

①手話通訳等の推進 ②意思決定支援

①道路、交通機関、公共施設のバリアフリー ②バリアフリーマップの作成

①福祉避難所のあり方と増設の検討 ②福祉避難所の備蓄・支援のあり方

①職員の対応力向上 ②投票機会の確保 ③傍聴機会の確保

①保健師等医療専門職による活動

①口腔保健センター(障害者歯科診療) ②障害者(児)の口腔ケア ③自立支援医療の給付

①妊婦健康診査 ②乳幼児健康診査 ③心理相談、心理経過観察集団指導

①基幹相談支援センター ②こころの健康相談 ③自殺防止対策
④リハビリ・運動相談 ⑤地域連携ネットワークの推進 ⑥こころの健康サポート事業

①障害者在宅サービス ②精神障害者自立生活体験 ③介護者支援 ④施設入浴サービス

①障害者向けグループホーム整備事業 ②精神障害者居住支援 ③家賃助成

①福祉有償運送の充実 ②自動車燃料費・タクシー利用の助成

①地域生活支援拠点等の整備

①障害福祉サービス事業者支援事業

①各種手当の支給 ②医療費の助成 ③心身障害者扶養共済制度

①児童発達支援センター機能の充実 ②育成室 ③就学相談
④区立児童相談所における障害相談 ⑤特別支援教育 ⑥医療的ケア児支援の充実

①保育園のインクルーシブ保育 ②区立小・中学校のインクルーシブ教育 ③放課後等デイサービス事業者との連携

①障害者就労相談事業 ②障害者就労訓練事業 ③障害就労支援ネットワーク事業
④障害者雇用優良企業表彰 ⑤みんなの就労センターへの支援

①パラスポーツへの支援 ②パラアートフェアエどがわ ③障害者作品展への助成
④芸術文化の鑑賞機会の提供 ⑤点字図書の給付 ⑥農福連携事業 ⑦フレンドリースクール

